

家庭系プラスチックのリサイクルに関する公募型サウンディング市場調査

質問回答書

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>＜実施要領2 調査に当たっての前提＞</p> <p>リサイクルプラのうち、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装及びプラスチック製品の再商品化手法として、ケミカルリサイクル・マテリアルリサイクルのいずれかを貴市として優先的に選択したい再商品化手法はありますか。</p> <p>また、いずれかの手法を優先的に選択する場合は、その理由につきましてもお示しをお願いいたします。</p> | ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルについて、現時点では優先順位はありません。 |
| 2 | <p>＜実施要領2(2) 収集運搬及び中間処理等の体制＞</p> <p>「リサイクルプラ」と「ペットボトル」を同日に同一の2トンパッカー車で収集、分別区分見直し後も同様の収集体制を継続するありますが、民間事業者で準備した中継基地等で受入れ、域外(広島市外)での中間処理(選別・圧縮(ペール化))は想定していないと考えてよろしいでしょうか。</p> | 本市としては、本調査により様々な処理スキームの実現可能性について検討したいと考えているため、御質問で示された処理スキームを御提案いただくことは可能です。 |
| 3 | <p>＜実施要領2(3)「リサイクルプラ」等の排出量＞</p> <p>プラスチック製品(推計)の排出量1,600tとなっているが、令和7年度広島市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の中で「その他プラ」4,650tとしている。</p> <p>焼却ごみとプラごみとを分けるのは理解しますが、経験上、容リプラ×20%前後が「製品プラ」の量と考えており、$15,800\text{t} \times 20\% = 3,160\text{t}$が推計排出量ではないかと思います。</p> <p>この1,600tの算出根拠はあるのでしょうか。</p> | 実施要領2(3)の表中に示す令和6年度の年間当たりプラスチック製品(推計)排出量1,600トンについては、令和6年度の「その他プラ」の排出量4,529トンを基に、組成分析調査結果を踏まえ、「その他プラ」に含まれるプラスチック素材100%のプラスチック製品(「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き(令和4年1月、環境省)」に示される「分別収集物に含めてはいけないもの」を除く。)及び一定程度混入する分別誤りごみの合計排出量を推計したものです。 |
| 4 | <p>＜実施要領3 調査対象者＞</p> <p>認定ルートを活用した場合において、事業者がペットボトルの独自ルート提案を行うに当たり、ペットボトルの再商品化を担う企業は調査対象者として法人グループへの参加は必要でしょうか。</p> | ご質問で示された場合におけるペットボトルの再商品化事業者については、調査対象者として法人グループに参加する必要はありません。 <p>なお、実際に公募等を行う場合の条件として、法人グループへの参加を必須とすることもありませんので、御承知おきください。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | <p><実施要領3 調査対象者></p> <p>法人のグループとして容リ協ルート、認定ルートを併用する場合について、グループを構成する法人が中間処理業務・再商品化業務を担う法人に分かれる場合、中間処理を担う法人は（2）ア、再商品化業務を担う法人は（2）イをそれぞれ満たしていればよく、それぞれの法人がア・イ両方の要件を満たしている必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |
| 6 | <p><実施要領7 留意事項></p> <p>今後、中間処理・再商品化事業者選定を公募等により実施される場合、入札参加資格として広島市物品・役務等競争入札参加資格等の取得が必要でしょうか。</p> <p>また、法人グループとして応札を行う場合、グループを構成する企業全てが同参加資格を取得している必要がありますか。</p> | <p>公募等を行う場合の入札参加資格については、本調査により御提案いただいた内容等を踏まえ、今後、検討することとしています。</p> <p>なお、調達方法によっては、本市物品・役務等競争入札参加資格の取得が必要となりますので、御承知おきください。</p> |